

少年のみちびき

令和7年中の少年非行・被害実態



福岡県けいさつ

はじめに（「少年のみちびき」の刊行に当たって）

福岡県警察本部
生活安全部少年課

課長 ^{まつ お}松尾 ^{へい ご}丙午



福岡県警察では、県民の安全・安心の確保に向けて、少年警察活動を推進するとともに、日々変化していく事案に着実に取り組んでいるところであります。

さて、令和7年中における県内の少年非行情勢につきましては、刑法犯少年の検挙補導人員は前年比で大きく増加し、戦後最少であった令和3年から4年連続で増加したほか、児童虐待、大麻乱用、インターネット利用に起因する非行・犯罪被害は依然として後を絶たないなど、少年を取り巻く環境については課題が山積しています。

また、SNS等で結びつき、様々な犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループに少年が利用され、言わば「使い捨て」にされている実態も認められ、局所的ですが、いわゆる警固界隈の問題も懸念されています。

いかなる状況であっても、全ての少年が夢や希望を持ち笑顔で暮らせる社会の実現は県民の願いであり、少年の非行・犯罪被害の防止は、警察、市町村、学校、ボランティア、地域住民等が緊密に連携し、社会全体で「少年の規範意識の向上」と「社会との絆の強化」に取り組んでいくことが必要であります。

この「少年のみちびき」は、県民の皆様方に少年問題の現状を理解していただくため、非行・犯罪被害の概要や警察の取組等を分かりやすくまとめたものです。

少年の規範意識を育み、健やかな成長に向けた支援のための資料としてご活用していただければ幸いです。

表紙は博多人形師・植木進氏の作品「**白馬大将**」です。

■ 福岡県の少年非行の移り変わり	1
■ 少年非行の現状	2
● 刑法犯少年検挙補導人員の推移	3
● 再犯者の推移	3
● 刑法犯検挙補導人員全体に占める少年の割合	4
● 不良行為少年の実態	4
■ 刑法犯少年	5
● 罪種別	5
● 学職別・年齢別	7
● 初発型非行	8
● 少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実	10
■ 特別法犯少年	12
● 法令別	12
● 少年の薬物乱用の推移	12
● 薬物乱用防止対策	13
■ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）等	14
● 法令別	14
● 福祉犯の被害少年	15
● 子供の性被害	16
● 性的な画像の撮影に関する被害の現状	17
● SNSに起因する事犯の被害児童の現状	18
● 毎日ネットに触れることもたちを守るために	19
● インターネット利用に係る被害から子どもを守るための取組	21
■ 暴走族少年	21
■ 児童虐待	22
● 児童虐待とは？	22
● 児童虐待が子どもに与える悪影響	23
■ 警察における主な取組	24
● 有害環境の浄化対策	24
● 警固界隈の子ども・若者を守る事業について	25
● 少年サポートセンターを中心とした活動	26
● スクールサポーター制度	28
● 少年警察ボランティアの活動	29
● 少年健全育成ボランティア大会	29
● 少年柔道・剣道研修	29
● 少年警察学生サポーターによる活動	29
■ 少年事件手続きの流れ（概要）	30
■ 統計資料	32
● 刑法犯少年の居住地別検挙補導状況	32
● 刑法犯少年の非行地別検挙補導状況	34

用語の説明

少年

20歳未満の者をいいます。

児童

18歳未満の者をいいます。

非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年のことをいいます。

犯罪少年

罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

触法少年

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。

ぐ犯少年

次の4項目のいずれかに該当し、かつ、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいいます。

- ・保護者の正当な監督に服しない性癖があること
- ・家出など、正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと
- ・暴力団員など、犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りすること
- ・自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること

刑法犯少年

刑法に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした犯罪少年、触法少年をいいます。

特別法犯少年

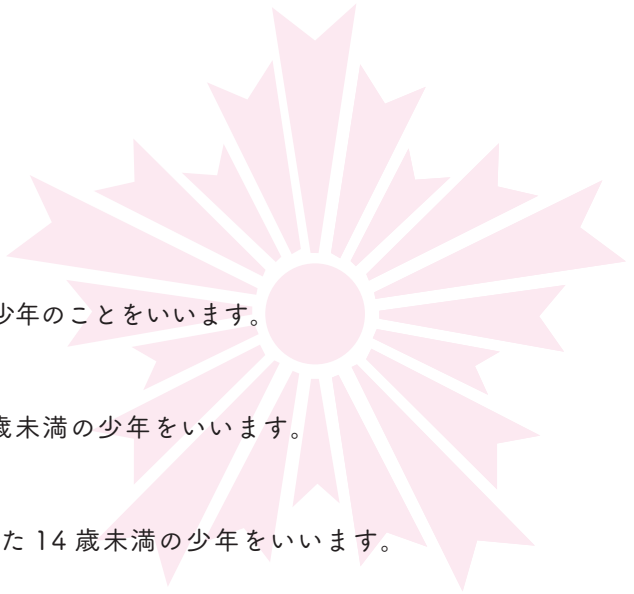
刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯した犯罪少年、触法少年をいいます。

不良行為少年

犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、家出、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいいます。

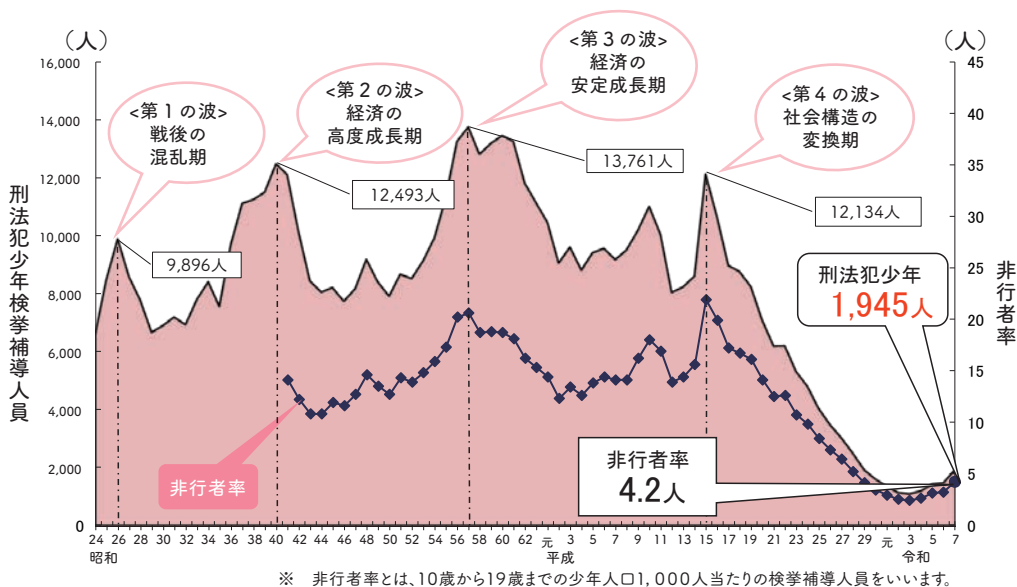
被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいいます。



福岡県の少年非行の移り変わり

戦後の少年非行は、その時代の社会情勢の変化を背景に、4つの大きなうねりを見せながら推移し今日に至っています。



昭和26年をピークとする 第1の波 戦後の混乱期

昭和26年を中心とした時期で、戦後の社会的混乱や経済的困窮といった社会情勢を反映して、年長少年による窃盗などの財産犯が多発した時期です。

昭和40年をピークとする 第2の波 経済の高度成長期

昭和40年を中心とした時期で、戦後ベビーブームに生まれた子どもたちが思春期となり、加えて急速な経済成長に伴う都市化の進展、享乐的風潮などの社会構造の変化を背景に少年非行も量的に急増したほか、凶悪犯、粗暴犯が多発した時期です。

昭和57年をピークとする 第3の波 経済の安定成長期

昭和57年を中心とした時期で、経済的に一層豊かになるとともに、核家族化、価値観の多様化、享乐的風潮などが進み、校内暴力や低年齢層の少年による遊び感覚の初発型非行が多発した時期です。

平成15年をピークとする 第4の波 社会構造の変換期

バブル経済が崩壊し、社会全体の規範意識や地域連帯意識が低下し、ひたくりや万引きが急増したほか、集団による凶悪事件が多発した時期です。

少年非行の現状

令和7年中に県内で検挙補導された非行少年は2,182人で、前年に比べ増加しています。

区分	年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	非行少年	1,469	1,493	1,765	1,763	2,182
うち女子	198	196	232	297	281	
刑法犯少年	1,111	1,213	1,452	1,485	1,945	
うち女子	153	174	208	269	257	
犯罪少年	778	881	1,012	1,097	1,468	
うち女子	108	109	129	155	170	
触法少年	333	332	440	388	477	
うち女子	45	65	79	114	87	
特別法犯少年	344	276	311	275	232	
うち女子	39	19	22	26	22	
犯罪少年	305	217	284	233	197	
うち女子	31	13	16	23	16	
触法少年	39	59	27	42	35	
うち女子	8	6	6	3	6	
ぐ犯少年	14	4	2	3	5	
うち女子	6	3	2	2	2	

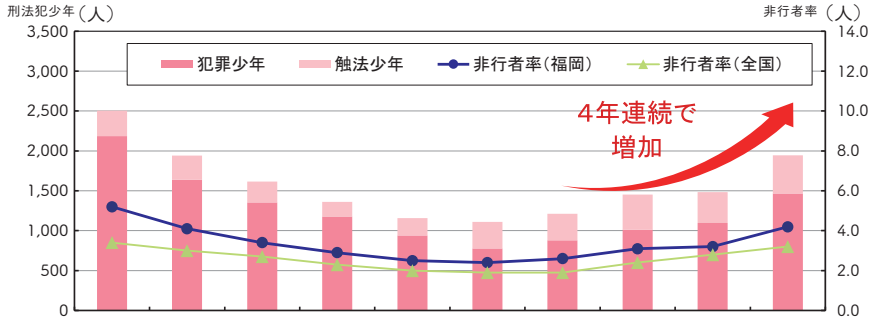
※ 検挙補導とは、「検挙(犯罪少年)」「補導(触法少年)」をいいます。

単位/人

刑法犯少年検挙補導人員の推移

令和7年中、刑法犯で検挙補導された少年は、1,945人と前年に比べ460人増加しています。

全国的に見ると、検挙補導人員は全国第5位であり、非行者率は全国第8位となっています。



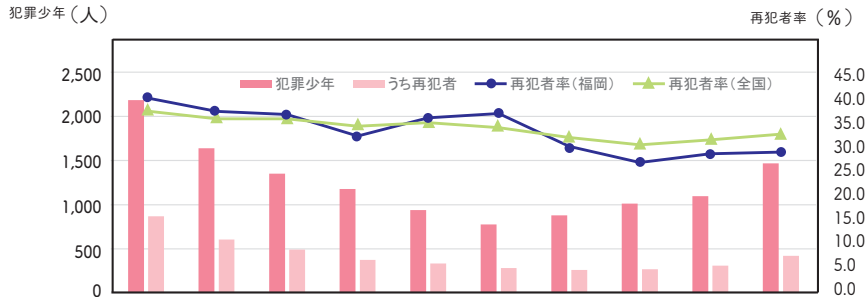
福岡	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
合計	2,506	1,941	1,615	1,363	1,159	1,111	1,213	1,452	1,485	1,945
犯罪少年	2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012	1,097	1,468
触法少年	321	301	262	185	219	333	332	440	388	477
非行者率	5.2	4.1	3.4	2.9	2.5	2.4	2.6	3.1	3.2	4.2

全国	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
合計	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399	20,912	26,206	29,675	33,594
非行者率	3.4	3.0	2.7	2.3	2.0	1.9	1.9	2.4	2.8	3.2

※ 非行者率は、10歳から19歳までの少年人口1,000人当たりの検挙補導人員をいいます。

再犯者の推移

令和7年中、刑法犯少年の再犯者は421人と前年に比べ110人増加したほか、再犯者率は28.7%と横ばいで推移しています。



区分	年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
犯罪少年		2,185	1,640	1,353	1,178	940	778	881	1,012	1,097	1,468
うち再犯者		870	606	492	377	336	285	263	269	311	421
再犯者率(福岡)		39.8	37.0	36.4	32.0	35.7	36.6	29.9	26.6	28.4	28.7
再犯者率(全国)		37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2	31.2	32.4

※ 再犯者とは、刑法犯少年のうち犯罪少年であって、初犯者以外の者をいいます。
 ※ 再犯者率は、犯罪少年の総数に占める再犯者(初犯者以外)の割合をいいます。

刑法犯検挙補導人員全体に占める少年の割合

20歳以上の者を含めた刑法犯の検挙補導人員(10,361人)のうち、少年は18.8%(前年比: +3.5ポイント)を占めています。

区分	年別						令和7年					
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	
総数	9,441	8,891	9,363	9,711	10,361	278	2,660	5,199	414	479	1,331	
20歳以上の者	8,330	7,678	7,911	8,226	8,416	226	2,342	4,160	360	386	942	
少年	1,111	1,213	1,452	1,485	1,945	52	318	1,039	54	93	389	
少年の占める割合(%)	11.8%	13.6%	15.5%	15.3%	18.8%	18.7%	12.0%	20.0%	13.0%	19.4%	29.2%	

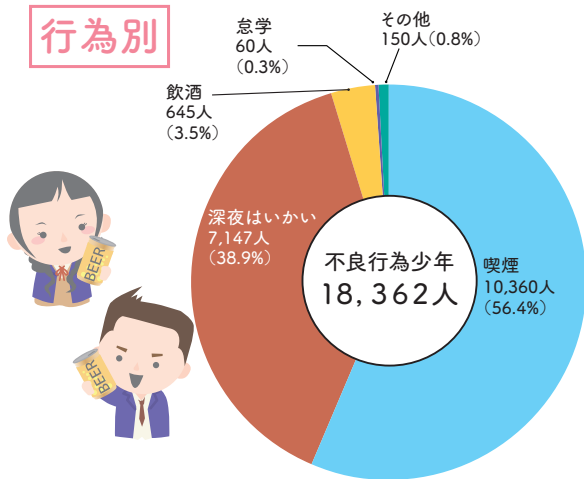
※ 占有離脱物横領罪はその他に含みます。

単位/人

不良行為少年の実態

不良行為で補導された少年は18,362人で、喫煙と深夜はいかが中心となっています。

行為別



見逃さないで少年からのSOS

少年は、「困っている」「つらい」「寂しい」等という思いを言葉にして伝えられず、問題行動という形で「SOS」を出すことがあります。

少年の問題行動は、思春期になって突然起こるわけではありません。

少年が起こす様々な困った行動から、少年のSOSに気づくことが、非行を防ぐ大きな第一歩になります。

※ その他には、「暴走行為」、「不健全娯楽」、「不健全性的行為」、「粗暴行為」等が含まれます。

※ 令和4年4月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されていますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

学職別	年別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総数		21,732	3,175	20,541	3,091	20,259	3,181	18,250	2,780	18,362	2,524
小学生以下		68	26	69	21	73	21	94	52	65	26
中学生		1,335	302	2,150	426	2,371	549	2,272	565	2,328	524
高校生		8,052	1,371	7,440	1,255	7,429	1,348	6,486	1,119	6,685	994
その他		1,878	270	1,748	232	1,400	175	1,151	111	1,139	135
有職少年		5,690	422	4,904	399	4,826	384	4,545	343	4,262	286
無職少年		4,709	784	4,230	758	4,160	704	3,702	590	3,883	559

※ 学職別のその他は、大学生、専修学校生をいいます。

単位/人

刑法犯少年

罪 種 別

罪種別	総 数	凶 悪 犯				粗 暴 犯	粗 暴 犯 準 備 集 合					窃 盗 犯	知 能 犯			風 俗 犯				そ の 他				
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等		凶 器 準 備 集 合	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝		詐 欺	横 領	偽 造	賭 博	わ い せ つ	面 会 要 求 等	性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	占 有 離 脱 物 横 領				
学職別																								
令和6年	1,485	40	3	19	3	15	265		113	124	10	18	782	22	21		1	60					316	157
令和7年	1,945	52	4	32	2	14	318	1	110	175	13	19	1,039	54	50	1	3	93	1	45	1	46	389	196
小学生以下	190	2			2	3	2	1	22	8	1		114					1		1			41	2
中学生	614	5	1	1	3	1	116		46	57	7	6	335	8	8			33		17		16	117	47
高校生	663	19		13	6	7	78		19	53	2	4	374	18	16		2	46		21	1	24	128	82
その他	112						7		2	4	1		45	5	5			8		4		4	47	40
有職少年	246	21	2	15	2	2	64		14	41	2	7	113	9	8	1		4	1	2		1	35	14
無職少年	120	5	1	3	1	1	21		7	12		2	58	14	13		1	1					21	11

※刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」は「不同意性交等」に、「強制わいせつ」は「不同意わいせつ」に変更されました。

単位/人

・ 凶悪犯

凶悪犯は52人で、前年に比べ12人増加(+30.0%)しています。

うち、強盗は32人で、前年に比べ13人増加(+68.4%)、不同意性交等は14人で、前年に比べ1人減少(-6.7%)しています。

罪種別	年別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
			うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子
総 数		20	1	33	1	37	2	40	3	52	5
殺 人		2		2	1	2		3	1	4	1
強 盗		5		12		15	2	19	2	32	4
放 火		2	1	8		3		3		2	
不同意性交等		11		11		17		15		14	

単位/人

県内の事例 ～17歳高校生による強盗致傷事件を検挙～

17歳の男子高校生ら6名が、被害者をおびき出し、腹部を殴打する等の暴行を加えて怪我を負わせ、現金等を強取した強盗致傷事件を検挙した。



・ 粗暴犯

粗暴犯は318人で、前年に比べ53人増加(+20.0%)しています。

うち、傷害は175人で、前年に比べ51人増加(+41.1%)、暴行は110人で、前年に比べ3人減少(-2.7%)しています。

罪種別	年別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子		
総数		208	20	220	25	290	33	265	37	318	32
凶器準備集合										1	
暴行		69	6	94	15	121	18	113	16	110	10
傷害		112	12	112	9	137	15	124	19	175	22
脅迫		14	1	10	1	16		10	1	13	
恐喝		13	1	4		16		18	1	19	

単位/人

県内の事例

～15歳男子中学生による傷害事件を検挙～

15歳の男子中学生が、商業施設において、身体が接触したことに因縁をつけ、被害者に対し胸倉を掴む、引き倒す等の暴行を加えて怪我を負わせた傷害事件を検挙した。



・ 窃盗犯

窃盗犯は1,039人で、刑法犯少年全体の53.4%を占めており、前年に比べ257人増加(+32.9%)しています。

手口別では、万引きが496人で窃盗犯の47.7%と最も多くなっています。

手口別	年別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子	うち女子		
総数		520	83	586	100	746	137	782	193	1,039	172
万引き		266	64	262	75	393	109	371	141	496	122
自転車盗		117	5	141	10	181	8	232	32	249	18
オートバイ盗		26		54	3	54	5	45	3	101	6
空き巣		10	1	10	1	12		9	2	8	
その他		101	13	119	11	106	15	125	15	185	26

※ その他には、「置引き」、「車上ねらい」、「職場ねらい」、「学校荒し」等が含まれます。

単位/人

県内の事例

～15歳男子中学生らによる万引き事件を検挙～

15歳の男子中学生ら2名が、コンビニエンスストアにおいて、文房具を窃取した事件を検挙した。

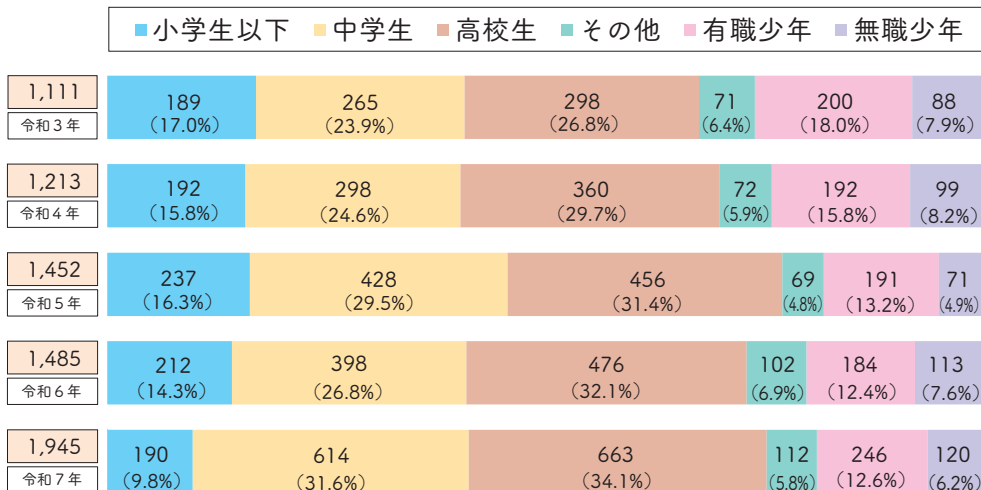
少年は、「お金がなかったから万引きした。」と話した。



学職別・年齢別

・学職別

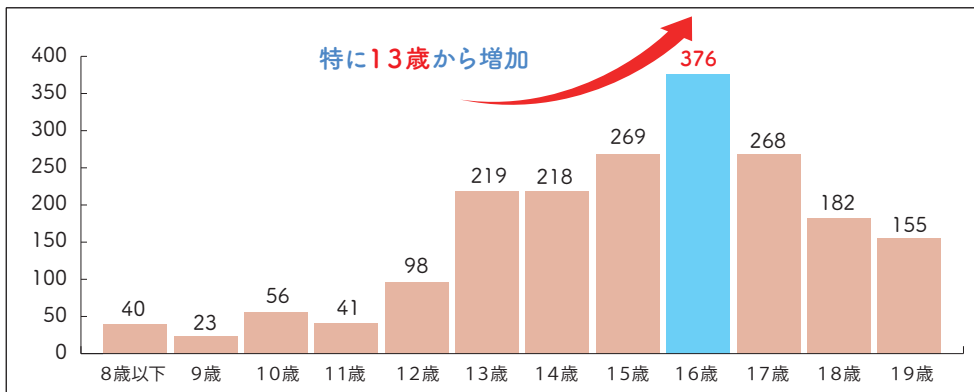
学職別では、高校生が663人(34.1%)と最も多く、次いで中学生の614人(31.6%)の順となっています。中・高校生が刑法犯少年全体の65.7%を占めています。



単位/人

・年齢別

年齢別では、16歳が376人(19.3%)と最も多く、次いで15歳の269人(13.8%)、17歳の268人(13.8%)の順となっています。特に13歳から増加しています。



単位/人

初発型非行

少年非行の入り口といわれる初発型非行で検挙補導された少年は1,042人で、前年に比べ237人増加(+29.4%)しており、刑法犯少年全体の53.6%(前年比:-0.6ポイント)を占めています。

区分	年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
刑法犯少年検挙補導人員		1,111	1,213	1,452	1,485	1,945	460
初発型非行合計		514	590	756	805	1,042	237
万引き		266	262	393	371	496	125
オートバイ盗		26	54	54	45	101	56
自転車盗		117	141	181	232	249	17
占有離脱物横領		105	133	128	157	196	39
刑法犯少年総数に占める割合(%)		46.3%	48.6%	52.1%	54.2%	53.6%	-0.6%

単位/人

初発型非行とは!

「万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領」の総称

単純な動機から安易に行われ、非行の深度が比較的浅いものが多く、早期に発見し、適切な指導がなされないと非行が悪質化、深刻化していきます。

・万引き

万引きで検挙補導された少年は496人で、前年に比べ125人増加(+33.7%)しています。

学職別	年別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子		うち女子	
総	数	266	64	262	75	393	109	371	141	496	122
	小学生	75	17	53	17	88	32	89	49	74	28
	中学生	56	10	70	20	114	33	96	49	141	40
	高校生	75	19	61	15	105	25	113	19	197	37
	その他	6		8	1	10	3	13	6	12	2
	有職少年	27	8	36	8	45	5	34	9	42	6
	無職少年	27	10	34	14	31	11	26	9	30	9
少年の窃盗犯に占める割合(%)※		51.2%	77.1%	44.7%	75.0%	52.7%	79.6%	47.4%	73.1%	47.7%	70.9%

※ 窃盗犯で検挙補導された少年の総数に占める割合をいいます。

単位/人

万引きの特徴!

👉 低年齢化

万引きで検挙補導された少年のうち、小中学生の占める割合が高くなっている。

👉 常習化

手段も容易で、仲間と犯行を繰り返すうちに常習化し、盗む数が増えるなど、犯行の内容がエスカレートすることがある。

万引きは犯罪!

👉 規範意識の醸成

「欲しかったから」、「友達と面白半分でやった」、「ゲーム、スリルのため」等、身勝手な理由から行われるものが多く、幼少期から「してはいけないこと」や「我慢すること」などをしっかり身につけさせる。

👉 再犯防止に向けて

繰り返す万引きについては、相談窓口を活用し、問題の原因を探りながら、再犯防止に努める。

・ 乗り物盗

乗り物盗で検挙補導された少年は358人で、前年に比べ76人増加(+27.0%)しています。

学職別	年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
						自転車盗	オートバイ盗	自動車盗	
総数		150	196	235	282	358	249	101	8
小学生		18	13	16	25	13	11	2	
中学生		45	47	79	70	132	85	45	2
高校生		49	93	97	116	133	100	32	1
その他		12	6	16	23	22	22		
有職少年		20	20	21	31	36	21	13	2
無職少年		6	17	6	17	22	10	9	3

単位/人

CHECK!

盗難防止こそ、
非行防止の決め手!

- 👉 二重ロックの徹底(ワイヤー錠、U字ロック等)
- 👉 防犯登録の申請
- 👉 駅、マンション等管理された場所であっても確実にロックする

・ 占有離脱物横領

占有離脱物横領で検挙補導された少年は196人で、前年に比べ39人増加(+24.8%)しています。

学職別	年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年			
						自転車盗	オートバイ盗	その他	
総数		105	133	128	157	196	182	3	11
小学生		8	7	9	10	2	1		1
中学生		23	27	28	30	47	43	2	2
高校生		42	61	62	71	82	75	1	6
その他		19	24	19	32	40	39		1
有職少年		12	10	8	9	14	13		1
無職少年		1	4	2	5	11	11		

単位/人

CHECK!

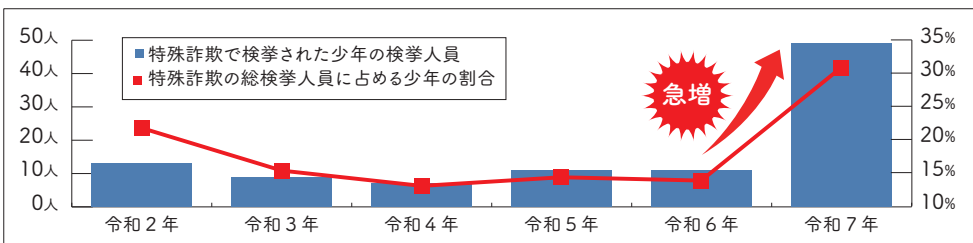
道路や駐車場などに放置してある、つまり持ち主の占有を離れているものを**占有離脱物**といい、これを、「捨ててあったから・・・」等と勝手に判断し乗り回すことは、犯罪(**占有離脱物横領罪**)になります。

少年を「使い捨て」にする「闇バイト」の現実

～それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!～

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、特殊詐欺などの犯罪をさせる行為が横行しています。

楽に稼げると思い、身分証などの個人情報を送ると、脅されるなどして、犯罪に加わることを断れない状況にされます。少年であってもこのような犯罪に加われば捕まります。



区分	年別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
検挙人員		13人	9人	7人	11人	11人	49人
少年の割合		21.7%	15.3%	13.0%	14.3%	13.8%	30.8%

※ 「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称(オレオレ詐欺、架空金請求詐欺など)です。

CASE 楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

楽に稼げると思い、個人情報を渡してしまった…

♪ 楽に稼げよう
いいじゃん
そうして

**たくさん稼げる！
簡単な仕事**
☆初心者大歓迎☆

- 今後はシグナル、テレグラムで連絡いたします♪
- 身分証明書の写真を送ってください♪

応募

後日…

強盗をやれ。
お前の住所は分かってる。
逃げたら家族がどうなるか分かるよな。

ええ!?
そんなのやりたくない
でも断つたら家族に危険が…!!

凶悪な犯罪者として逮捕!

やってしまった

警察が守ります!!

身近な大人に相談した

CASE 仲間や先輩に誘われて、つい断りきれず…



検挙された少年たちの声…

脅されて抜け出せなかった

警察に捕まるのが怖かった



闇バイトに手を染めると、必ず捕まることが分かった

誰かに相談すればよかった

加担防止3か条

- ◎ SNSでの仕事の募集に応募しない!
- ◎ 誘われたら、はっきりと断る!
- ◎ 家族、身近な人、警察にすぐに相談する!

「Delete(消去)したい過ち」
～闇バイトに潜む罠～

加担防止のための啓発動画を
福岡県警察ホームページに掲載しています。



応募してしまったら相談を!!

犯罪に加担する前に、勇気を持って
周りの**信頼できる大人**や、**近くの警察**に
相談してください。

「これは犯罪なの?」
と悩んでいたなら

警察相談
専用電話

#9110



特別法犯少年

法令別

特別法犯で検挙補導された少年は232人で、前年に比べ43人減少(-15.6%)しています。

年別	区分	総数	劇物及び 毒物取締法	覚醒剤取締法	旧大麻取締法	麻薬等取締法	銃砲刀剣類所持 等取締法	軽犯罪法	青少年健全育成 条例	法 児童買春・ 児童ポルノ禁止 法	その他	
											うち児童 ポルノ	
令和3年		344	3	5	65		10	163	12	36	36	50
令和4年		276	2	4	58		14	124	9	21	20	44
令和5年		311		9	109		11	61	12	53	50	56
令和6年		275	1	4	81		8	106	9	31	31	35
令和7年		232		7		72	9	78	2	32	31	32

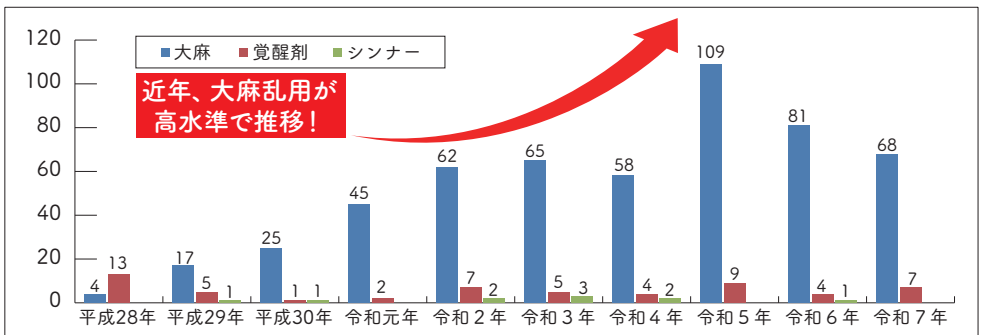
※ その他には、「迷惑行為防止条例」、「ストーカー規制法」、「犯罪収益移転防止法」等が含まれます。

単位/人

少年の薬物乱用の推移

「薬物乱用」とは、決められたルールを守らないで、薬物を使うことです。違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

令和7年中に大麻乱用で検挙された少年は減少しましたが、大麻乱用の広がりは深刻な状況です。



年別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
大麻	4	17	25	45	62	65	58	109	81	68
覚醒剤	13	5	1	2	7	5	4	9	4	7
シンナー		1	1		2	3	2		1	

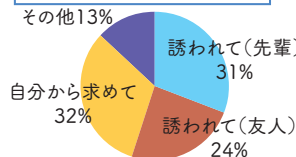
単位/人

・大麻乱用の実態

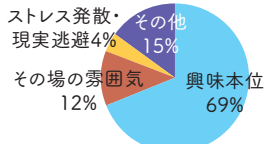
県内で大麻により検挙された少年に対する実態調査の結果、友達や先輩から勧められて、興味本位やその場の雰囲気等で安易に大麻に手を出している実態が見られます。

また、検挙された少年は、大麻が違法であり、有害なものであるという認識があるにもかかわらず、大麻を乱用しています。

大麻を初めて使用した経緯



大麻を初めて使用した動機



県内の事例

～男子高校生らによる大麻所持事件～

停車中の普通乗用自動車に乗車していた19歳男子高校生ら3名に職務質問を実施し、車内で大麻を発見したことから検挙した。

Q1. なぜ大麻乱用少年が増えているの？

A. インターネットやSNSで「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」「海外では大麻は合法化されているから安全」等の誤った情報が流れ、警戒心を薄れさせていること、喫煙という形が抵抗感を少なくしていること等が考えられます。

Q2. なぜ大麻はいけないの？

A. 大麻は、うつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます。大麻の有害性は特に成長期にある少年の脳に対して影響が大きいことも判明しています。

大麻の乱用による影響 大麻の有害性 大麻を長く使い続ける影響

知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ(知能指数)の低下	薬物依存
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる

薬物乱用防止対策

誘われたらどうする？

「はっきり、きっぱり」断る

少しでも迷っている様子を見せしまうと、また誘われます。

誘われたときは、はっきりと断りましょう。

- ・ 「興味ないし、いらない。」
- ・ 「僕は(私は)やらない。」など



話題を変える、その場から離れる

「そういえば・・・」などと話題を変えて、相手の誘いをかわしたり、何か口実(トイレ、電話、用事など)を作って、その場から離れ(逃げ)ましょう。

- ・ 「そういえば、今日はこれから用事があるんだ。」など

少年の大麻乱用防止啓発動画



「本当に大切なこと」



「福岡県警×アビスパ福岡×キラヴァンツ北九州」



配信中!!



少年の福祉を害する犯罪(福祉犯)等

少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪(福祉犯)で280件、児童が主たる被害者に係る不同意性交等、不同意わいせつで385件を検挙しました。

法令別

・検挙件数

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・ 児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ	児童福祉法	20歳未満の者の喫煙の 禁止に関する法律	風俗営業適正化法	面会要求等	性的 姿勢撮影等処罰法 (被害者20歳未満)	その他	不同意性交等 (児童が主 たる被害者に係るもの)	不同意わいせつ (児童が 主たる被害者に係るもの)
令和3年	379	130	194	145	9	26	9			11	55	157
令和4年	365	111	211	141	6	18	8			11	52	158
令和5年	369	111	200	157	6	16	11		20	5	79	181
令和6年	335	54	122	109	4	13	8	7	127		122	235
令和7年	280	19	96	89	2	16	7	4	129	7	167	218

単位/件

※その他には「職業安定法」、「労働基準法」等が含まれます。

※令和5年7月に「刑法第182条(16歳未満の者に対する面会要求等)」、「性的姿勢撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪のうち、被害者が20歳未満の者」が新たに福祉犯として追加されました。

※刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」は「不同意性交等」に、「強制わいせつ」は「不同意わいせつ」に変更されました。

・検挙人員

区分 年別	総 数	青少年健全育成条例	児童買春・ 児童ポルノ禁止法	うち児童ポルノ	児童福祉法	20歳未満の者の喫煙の 禁止に関する法律	風俗営業適正化法	面会要求等	性的 姿勢撮影等処罰法 (被害者20歳未満)	その他
令和3年	245	72	110	68	7	28	13			15
令和4年	215	65	106	58	4	18	11			11
令和5年	228	60	114	80	8	18	9		15	4
令和6年	179	37	47	41	4	14	8	3	64	2
令和7年	173	11	40	34	2	16	7	2	92	3

※ その他には「麻薬等取締法」、「労働基準法」等が含まれます。

単位/人

福祉犯の被害少年

福祉犯の被害に遭った少年は248人で、性別を問わず児童ポルノや性的な画像の撮影などの性被害が大半を占めています。

学職別では、高校生が123人(49.6%)と最も多く、次いで中学生の68人(27.4%)の順になっています。

・法令別

法令別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	
被害少年数(人)	252	49	229	39	263	35	249	24	248	42
青少年健全育成条例	92	12	66	12	76	7	45	6	20	4
いん行	45	1	41	3	48	1	24		6	
その他	47	11	25	9	28	6	21	6	14	4
児童買春・児童ポルノ禁止法	104	5	116	6	123	12	59	4	50	4
児童買春	27		43		28		8		5	
児童ポルノ	77	5	73	6	95	12	51	4	45	4
児童福祉法	8		4		6		4			
いん行させる行為	5		4		6		3			
その他	3						1			
20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律	27	25	18	16	16	14	11	11	15	15
風俗営業適正化法	9		15	4	21		7	2	11	
性的姿態撮影等処罰法(被害者20歳未満)					19	1	118	1	142	16
面会要求等							5		4	
その他	12	7	10	1	2	1	5		6	3

※ その他には「麻薬等取締法」、「職業安定法」等が含まれます。

単位/人

・学職別

学職別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	うち男子	
総数	252	49	229	39	263	35	249	24	248	42
小学生以下	11	1	15	3	18	3	22		15	1
中学生	65	8	79	8	93	10	87	12	68	11
高校生	124	20	93	16	118	13	101	8	123	23
その他					4		15	1	14	
有職少年	20	11	19	11	21	8	14	2	18	6
無職少年	32	9	23	1	9	1	10	1	10	1

単位/人

県内の事例 ～警固界限少女に向精神薬を渡した成人男性を検挙～

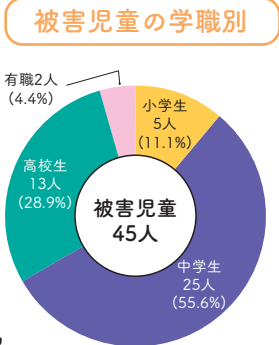
無職の50歳男性が、警固界限と呼ばれる少女に対し、睡眠薬を無償で譲り渡した事件を検挙した。



・ 児童ポルノ 事犯の現状

児童ポルノは、児童を相手方とする性交や他人が児童の性器等を触っている姿等を撮影した画像記録であり、児童の人権を著しく侵害する行為です。

被害児童の学職別は、中学生が25人(55.6%)と最も多く、次いで高校生の13人(28.9%)の順になっています。

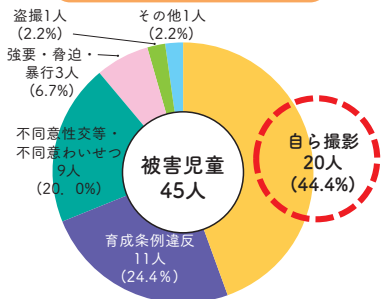


・ 児童が自らを撮影した画像に伴う被害の状況

「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、SNS等で送られる被害をいいます。

デジタル画像は、コピーが容易であり、ひとたび画像がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての画像を削除することは、事実上不可能になります。

被害の態様別



被害児童の約4割が自らを撮影した画像に伴う被害に遭っています。

被害は、女の子、男の子、性別や年齢を問わずあり、注意が必要です。

自撮りを要求される等、困ったことがあった際には、保護者や警察に相談するというルール作りをしておくことも必要です。

・ 身近なものにも危険性が…

ほとんどのオンラインゲームには、「ボイスチャット」や「メッセージ交換」など、匿名・不特定の者と簡単にやり取りが出来る機能が備わっており、その機能が悪用され、子どもが犯罪に巻き込まれるきっかけとなるリスクがあります。

低年齢児童にスマートフォン・SNSの利用が広がったことに加え、フィルタリングを含め、ペアレンタルコントロール機能の活用が十分でないことが考えられます。

犯罪に巻き込まれるリスクがあることを理解した上で、親子でのルール作りやこどもの発達段階に応じた利用制限等ペアレンタルコントロール機能を活用するようにしましょう。



性的な画像の撮影に関する被害の現状

～被害者20歳未満の性的姿態撮影等処罰法違反に係る被害～

人の性的な部位・下着を

- ・盗撮など、正当な理由なくひそかに撮影する行為
- ・「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、
- ・「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為（不同意）
- ・16歳未満の子どもに対して、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず撮影する行為



は「撮影罪」という犯罪です。

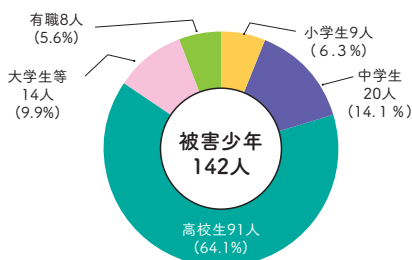
また、このようにして撮影した写真・動画を人に提供する行為は「提供罪」が成立します。

被害の状況

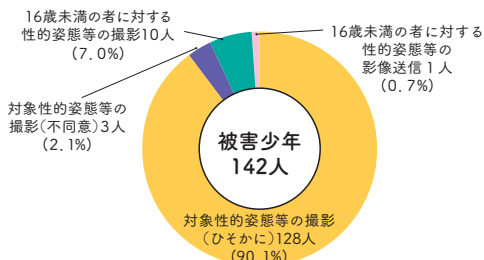
被害者の学職別は、高校生が最も多く、被害者全体の64.1%を占めています。

また、被害の態様別では、ひそかに撮影される被害がほとんどです。

被害者の学職別



被害の態様別

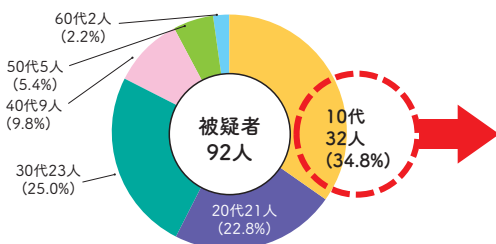


被疑者の年齢等

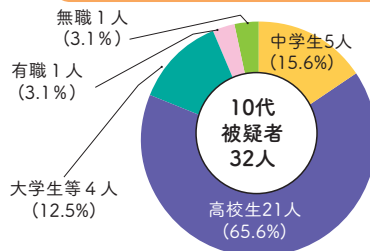
被疑者の年齢別では、10代が最多で、その中でも高校生が最も多く検挙されています。

スマートフォンを利用して、興味本位に盗撮するケースが散見されます。

被疑者の年齢別



10代の被疑者の学職別



※ 被害者20歳未満に係る事件であることから、刑法犯少年のうち、性的姿態撮影等処罰法違反で検挙された少年(P5記載)と数値が異なります。 ※ 「10代」とは、14歳から19歳をいいます。

県内の事例

～友人にわいせつ行為をする状況を動画撮影し、拡散した少年を検挙～

いたずら目的で友人にわいせつ行為をする状況を、そこに居合わせた同級生が面白がって撮影し、同動画をSNSで拡散した事件を検挙した。

SNSに起因する事犯の被害児童の現状

スマートフォン等の普及により、SNSに起因する事犯の被害児童数は、59人となっています。

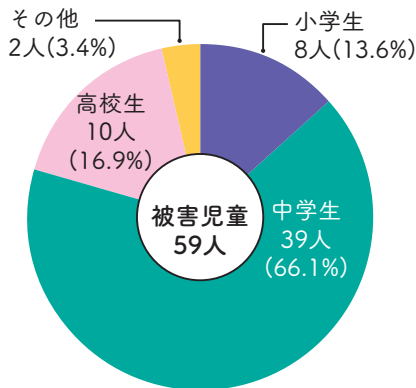
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯をいいます。

被害児童の罪種別

罪種	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童ポルノ	49	42	47	20	15
児童買春	20	36	21	7	2
青少年健全育成条例違反(いん行)	35	27	20	10	3
不同意性交等			7	12	26
不同意わいせつ				6	3
略取誘拐		1	5	4	1
殺人未遂		1			
児童福祉法	1				
その他	6	4	5	6	9
合計	111	111	105	65	59

※ その他(令和7年中):青少年健全育成条例違反(深夜外出)2人、(その他)3人、強盗1人、16歳未満に対する映像送信要求2人、16歳未満に対する面会要求1人 単位/人

SNSに起因する事犯による被害児童の学職別



県内の事例

～女子中学生らに裸の画像を送信させた高校生を検挙～

15歳の高校生が、SNSアプリで知り合った女子中学生らに裸の画像を撮影して送るように要求し、送信させた事件を検挙した。



● 生成AIの危険性～その使い方、犯罪かも…～

- AIは色んなことができるけど、こんな使い方はいいのかな?
「あのこの画像の服を脱がせてみようかな・・・」

簡単に画像が作れた。でも、この画像はまじいかも。相手が見たらどう思うかな?
- SNSに投稿した57ヶあるかも!

ちよつと待って! 一度、SNSやグループチャットに投稿した画像は拡散され、もう二度と消すことはできないよ!
- それってすごいことだと思ってる?
全然すごいくないし、面白くないし、カッコ悪いよ!
- ごめん・・・こんなつもりじゃなかったのに

画像の拡散は必ずして相手を傷つける! ふざけ半分でも許されない!

SNS投稿するときのポイント

- **保護者が気を付けること**
成長記録としてSNSに投稿した写真や動画が、わいせつ目的などに悪用されるケースもあります。
投稿する前に複数人でチェックし、裸に近い写真はアップしないようにしましょう。
- **こどもたちが気を付けること**
最近では、生成AIを使ってこどもの写真が悪用されるケースがあります。
SNSに写真をアップする際は、自分の顔や住んでいる場所が分からないように工夫しましょう。

以下の行動は、犯罪になる可能性があります！

- SNS上にアップされた動画に対する悪口や誹謗中傷を書き込んだり、人物を特定する学校名や氏名を書き込んだりすること
⇒ **名誉棄損罪、侮辱罪**
- 性的な部位や下着を盗撮したり、無理やり撮影したりすること
⇒ **撮影罪**
- 18歳未満の裸、性交または性交類似行為を撮影したり、それらの画像を所持したりすること
⇒ **児童ポルノ製造罪、所持罪**



闇バイトを防ぐには

- **個人情報・身分証は送らない!**
顔写真、連絡先などの個人情報や、これらが載った身分証などは送信しないようこどもたちに伝えましょう。
- **アルバイトをするときは必ず相談!**
アルバイトに応募する前に必ず保護者などに相談するよう伝えましょう。
- **ためらわずに警察にすぐ相談!**
もしも怪しいアルバイトに応募して個人情報を送ってしまったら、警察に相談しましょう。



オンラインカジノは犯罪です！

○ 海外で合法でも日本からはダメ！

インターネット上でお金を賭けて遊ぶ「オンラインカジノ」は、それが合法とされている海外のサイトであっても、日本国内からオンラインカジノにアクセスしてお金を賭けることは賭博罪にあたり、犯罪です。フィルタリングをうまく活用し、オンラインカジノの情報を遠ざけることも一つの方法です。



～こどもの成長に合わせたサポート！！～

① フィルタリングを設定しましょう！

こどもの発達の段階に合わせたフィルタリング等の安全設定をうまく活用して犯罪被害からこどもを守りましょう。

② こどもと話し合ってルールを決めましょう！

スマートフォンを買い与えるタイミングや夏休みなど長期休みに入る機会を利用して

- ① 名前や顔写真、学校名などを書き込まない
- ② スマートフォンなどを使用する場所や時間を決める
- ③ パスワードは保護者が管理する等のルールを決めましょう。

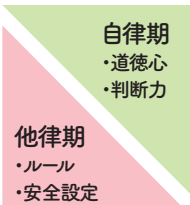
③ セルフコントロール力を育む

保護者が見守りながら、こどもの成長に合わせて、こども自身が自分の力で判断し、コントロールできる力を育みましょう。

④ 警察に相談しましょう！

お子さんが裸の画像等を要求された場合、既に画像を送信してしまった場合も、被害拡大を防止するため、ためらわずに相談しましょう。

こどもの成長



保護者の見守り

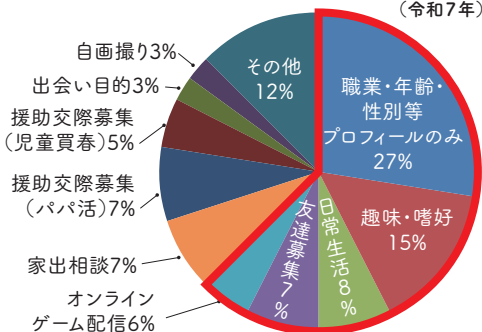
投稿内容にかかわらず、被害に遭う可能性があります！

SNSに起因する事犯の実態調査の結果、被疑者と被害児童が知り合った経緯は、被害児童のSNSへの投稿を見て被疑者の方から接触を図ったケースがほとんどです。

被害児童のSNSへの投稿内容は、「趣味・嗜好」、「職業・年齢・性別等プロフィールのみ」、「友達募集」といった一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿が約6割となっています。

被害児童のSNSへの投稿内容

(令和7年)



インターネット利用に係る被害から子どもを守るための取組

● サイバーパトロールによる注意喚起

福岡県警察では、児童買春を始めとするこどもの性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿しています。

※「**サイバーパトロール**」とは、援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを発見するため、SNSを検索することをいいます。

● 啓発動画

実際に取り扱った実例を基に少年がインターネットの危険性や特性を学ぶことができる啓発動画を福岡県警察ホームページで公開しています。



「トゥルー・ストーリーズ」

暴走族少年

令和7年中の暴走族事案に関連する110番は、約5,000件で前年に比べ約1,400件増加しており、依然として暴走族は、小規模で突発的に暴走行為を敢行している状況にあります。

● 組織実態()内は前年比

組織別	区分	グループ	総数	少年
合計		2 (+2)	232 (-14)	63 (+25)
組織暴走族		2 (+2)	23 (+23)	23 (+23)
非組織暴走族		—	209 (-37)	40 (+ 2)
構成比 (%)			100.0	27.2

単位/人



福岡県警察 × Danganronpa

● 地域ぐるみで暴走族を根絶しましょう！！

暴走族の中には、事前にSNSで暴走情報を投稿し、ギャラリーを集め暴走行為をアピールする者がいます。

暴走を見に行く行為やSNSに暴走情報を投稿したり拡散する行為は、暴走行為を助長することになるので絶対にさせないようにしましょう。

暴走族のいない安全で安心な地域社会の実現のため、警察と地域社会が一体となって、少年たちに暴走族などの危険性や迷惑性をしっかりと伝えていきましょう。

児童虐待



児童虐待とは？

身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る
- 戸外に閉め出す
- タバコの火を押し付ける
- 激しく揺さぶる(SBS 乳幼児揺さぶられ症候群)

性的虐待

- 児童ポルノの被写体にする
- 性的行為を強要、教唆する
- 性器や性交を見せる
- 性器を触る又は触らせる

怠慢又は拒否(ネグレクト)

- 乳幼児を置き去りにして外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 適切な食事を与えない
- 児童が学校に登校する意思があっても登校させない

心理的虐待

- 暴力的な言動により児童を脅す
- 児童を無視したり拒絶的な態度を示す
- 「生まなければよかった」などと児童の心を傷つけるような言動を繰り返す
- 配偶者やその他家族等に対する暴力や暴言(面前DV: 児童が目撃するか否かを問わない)

令和7年中に、虐待を受けたと思われる児童として、警察が児童相談所へ通告した児童数は7,227人であり、依然として高水準で推移しています。

警察では、関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図っています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
通告児童数(総数)	6,451	6,940	7,336	7,224	7,227
身体的虐待	964	1,007	907	974	1,072
性的虐待	17	8	19	15	19
怠慢又は拒否(ネグレクト)	440	436	475	447	426
心理的虐待	5,030	5,489	5,935	5,788	5,710
うち面前DV	4,459	4,987	5,309	5,112	5,171

単位/人

あなたの連絡(通告)が、こどもたちを救います。

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

いち はや く
189



児童虐待
かも？

- 24時間対応(匿名でOK)
- お近くの児童相談所に電話が繋がります。

緊急の場合は

最寄りの警察署又は

110番!!

～体罰等によらない子育てを広げよう!～

虐待(体罰や暴言等)がこどもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

親から虐待を受けていたこどもは、全く受けていなかったこどもに比べ…



- 落ち着いて話を聞けない
- 約束を守れない
- 一つのことに集中できない
- 我慢ができない
- 感情をうまく表せない

行動問題のリスクが高まり、また、体罰が頻繁に行われるほど、そのリスクはさらに高まると指摘する調査研究もあります。



身体をたたくなどの身体的虐待は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つけるといった反社会的な行動、攻撃性の強さなどの関連性が示されています。

夫婦げんかや家族への暴力・暴言があるとこんな心配が…

大きすぎるストレスは心身の発達に大きく影響します!

常に緊張感を強いられ、**安心感が育たない、他者を信頼できない**と言われてています。

「自分は何もできない」「親を守ることができない」という**自責感や無力感を感じる**ことがあります。

こども自身が**暴力の加害者や被害者になる可能性**が高くなります。

赤ちゃんにも影響します!

生まれたばかりの赤ちゃんや、お母さんのお腹の中にいる胎児でさえ、ストレスを感じ、成長に影響すると言われてています。



脳の成長にも影響します!

DVを目撃し続けたり、親から日常的に暴言を受けてきたこどもは、視覚をつかさどる「視覚野」、会話や言語をつかさどる「聴覚野」に異常が見られています。

保護者の方も勇気をもってSOSを出しましょう!

こどもと関わる中で上手いかわからない時は、周囲の力を借りると解決することもあります。例えば、市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどのさまざまな支援を検討するのもひとつです。

子育てはいろいろな人の力と共に

周囲の親族や地域住民、保育や教育現場など、子育て中の保護者に接する方は、保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切です。保護者だけで抱え込まないように社会全体で支えていく必要があります。

警察における主な取組

有害環境の浄化対策

近年の少年を取り巻く社会環境は、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、インターネット利用に起因する非行、福祉犯被害など極めて憂慮すべき状況にあります。

少年は心身ともに未熟であるため、環境からの影響を受けやすく、少年の非行や犯罪被害等の背景にある有害環境の浄化は、少年の保護及び健全育成を図る上で、重要な課題となっています。

① スマートフォン等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止

インターネット利用の低年齢化等の実態を踏まえ、学校や携帯電話会社と連携して、非行防止教室等で、インターネットの特性や危険性についての広報啓発を強化しています。

保護者に対しても、フィルタリング等の理解と利用促進を徹底する指導を行っています。

② 児童の性に着目した形態の営業等からの影響の排除

女子高生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる「JKビジネス」営業など、児童の性に着目した形態の営業の実態把握に努め、これらの営業に対する取締りを行っています。

③ インターネットカフェ、カラオケボックス等における善良な風俗環境の保持

営業者に対し、深夜営業における少年の本人確認や有害情報の閲覧防止措置等、健全育成のための自主的措置の促進等について指導・要請を行うほか、立入調査や夜間の補導活動を継続的に実施しています。

④ 少年への有害な商品等の供給の遮断

少年に有害な商品等（酒・たばこ・有害玩具等）を供給する各種営業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行っています。

⑤ 有害環境の浄化対策等を通じた暴力団等犯罪組織の影響の排除等

暴力団等が関与する福祉犯の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団等の影響を排除するための広報啓発活動（暴力団排除教育）等を推進しています。

警固界限のこども・若者を守る事業について

① 警固界限の現状

家庭や学校などに自分の居場所がなく、繁華街に集まる少年らが社会問題化されています。本県においても福岡市中央区天神の警固公園に「地雷系」と呼ばれるファッションの愛好者が集まったことをきっかけに、同所に集まる少年たちを公園名にちなんで「警固界限」や「警固キッズ」と呼ばれるようになり、インターネット上等で広まりました。

当初は、趣味を楽しく語り合う場所でしたが、最近では、県内外から少年らが集まるようになり、深夜はいかい、飲酒、喫煙等の不良行為や福祉犯の犯罪被害に遭ったり、集団で非行化したりする等社会問題化している現状にあります。

また、同公園は、友人関係や将来のこと等、多くの悩みを抱えているものの、相談先が分からず、同じ悩みを抱えた少年らの「居場所」や「逃げ場所」にもなっています。



② 「警固界限のこども・若者を守る事業」の実施

少年らが抱える複雑多岐な悩み（居場所、生活困窮、不登校、非行、薬物使用等）に対応するための横断的な支援体制を確立しました。

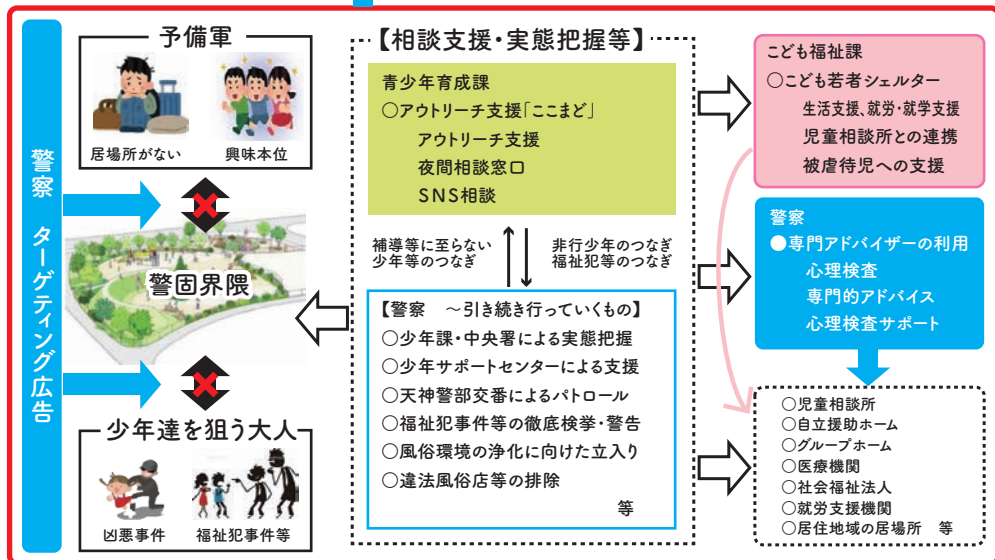
警固界限のこども・若者を守る協議会

（構成メンバー）・県警少年課 ・県青少年育成課 ・県こども福祉課 ・福岡市 ・NPO法人等



実態把握・問題把握

問題解決に向けた各種施策の検討



家庭復帰、就学・就労等、社会的・職業的自立

少年サポートセンターを中心とした活動

少年サポートセンターは、県内5か所に設置され、少年育成指導官が中心となり、関係機関やボランティア団体などと連携して、少年相談、少年の立ち直り支援、広報啓発、街頭補導など幅広い活動を行っています。

「少年育成指導官」とは

少年の特性及び少年や保護者等への適切な対応に関する専門的な知識・技能を有する少年補導職員(警察行政職員)をいいます。

・ 少年相談活動

少年や保護者などから、電話や面接により、少年非行などの問題に関する相談を受け、問題解決に向けて助言、指導を行っています。



・ 街頭補導

街頭での深夜はいかい、飲酒、喫煙、怠学などの不良行為に対して声かけ指導を行っています。



・ 立ち直り支援活動

非行に走った少年や非行に傾きかけた少年、犯罪の被害にあった少年に対して、関係機関や少年警察ボランティアなどと連携して、立ち直り支援を行っています。



・ 広報啓発活動

◇思春期サポート講演

思春期の少年を非行に走らせないため、保護者に少年非行の現状やこどもとの接し方などを伝えます。

また、SNSなどのインターネット利用に起因する犯罪被害にあわないために、その危険性や予防対策について講演しています。

◇チャイルドケア講演

こどもを非行に走らせないためには、乳幼児期でのしつけや親子のつながり、日々の乳幼児への接し方が大切であることを保護者や保育士等に再確認していただくための講演です。

◇非行防止教室

学校等において、万引きなどの具体的な事例を題材として直接児童生徒に語り掛け、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図っています。

◇薬物乱用防止教室

薬物の危険性や有害性について正しい知識を身につけてもらうために、学校や地域などで薬物乱用防止教室や研修会を開催しています。



非行防止教室の様子

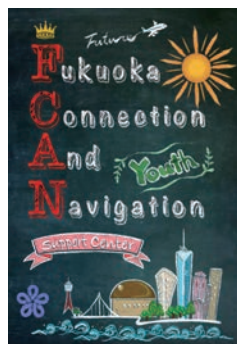


薬物乱用防止教室の様子

・ 少年の大麻再乱用防止対策

エフ キャン
F-CAN

少年の大麻再乱用防止に向けた回復プログラムを少年サポートセンターにおいて実施しています。



少年専用のワークブック

困ったときは、一人で悩まずに
少年サポートセンターに
ご相談ください。

※各少年サポートセンターの所在地等は、裏表紙に記載しています。

スクールサポーター制度

スクールサポーターは各警察署に配置された警察官OBで、小学校・中学校・高等学校等を直接訪問して、学校と警察のパイプ役となり、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。

警察と学校の連携強化

警察

学校



① 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援対策

- ◇ 学校訪問による児童生徒の問題行動等の情報交換
- ◇ 非行少年及び不良行為少年への対応要領の指導等
- ◇ 児童生徒の非行防止及び立ち直り支援



もちつき体験

② 非行防止学習等への支援

- ◇ 学校が開催する非行防止学習への支援
- ◇ 不審者対応訓練・防犯講話



非行防止学習

③ 児童生徒の安全確保対策の指導・助言等

- ◇ 学校の施設・設備に関する助言
- ◇ 不審者への対応要領の指導・助言
- ◇ 学校周辺の安全点検
- ◇ 児童虐待事案に関する指導・助言



不審者対応訓練

④ 児童生徒の安全情報等の把握と提供

- ◇ 学校周辺における犯罪に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 非行等問題行動に関する情報の把握及び学校への情報提供
- ◇ 児童虐待事案に関する情報の把握及び学校への情報提供



学校への情報提供

⑤ いじめ問題への対応

- ◇ いじめ事案に係る情報の早期把握及び学校への情報提供
- ◇ いじめ事案に係る教職員、児童生徒及び保護者等への指導・助言
- ◇ いじめ防止を主眼とした非行防止学習への支援



連絡協議会

少年警察ボランティアの活動

少年警察ボランティアとは、警察署長から委嘱を受けた少年補導員、福岡県公安委員会から委嘱を受けた少年指導委員のことで、少年の非行防止・健全育成のための活動を行うボランティアです。

警察、学校、県、市町村などと連携し、街頭補導活動、有害環境の浄化活動、児童生徒の安全を守る活動等を行っています。

・街頭補導活動

各地区の情勢に応じて、街頭補導活動を実施し、喫煙や深夜はいかないなどの不良行為を行っている少年に対し、必要な注意や助言を行い、少年の非行防止を図っています。

・児童生徒の安全を守る活動

学校周辺や通学路等において、児童生徒の安全確保に向けた見守り活動を行っています。

・有害環境の浄化活動

少年指導委員による風俗営業店等への立入りや少年補導員による図書類等自動販売機の調査などを実施し、少年を取り巻く有害環境の浄化活動を行っています。



少年健全育成ボランティア大会

少年警察ボランティアの知識、技能の向上及び県民の少年健全育成に対する意識の高揚を図ることを目的として開催し、少年警察ボランティアに対する表彰等を行っています。



少年柔道・剣道研修

柔道・剣道の訓練や、交流・交歓活動などを通じて「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志」を持った、たくましい少年達の育成を図っています。



少年警察学生サポーターによる活動

対象少年と年齢の近い大学生ボランティアが、警察職員や少年補導員と協働で、立ち直り支援活動等を通じて、少年の健全育成を行っています。



少年事件手続きの流れ(概要)

事件発生

警察

非行のある少年が判明したら、取調べ(逮捕する場合があります。)や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

特定少年(18・19歳の犯罪を犯した少年)は、検察庁に全事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が拘禁刑等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14~17歳の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。



検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判(大人の事件という裁判)を開始するかどうかを決定します。

保護処分(刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分)が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

= 審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

= 逆送事件



児童自立支援施設への入所や里親への委託等



警察署

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります。(2週間～最大8週間)

＝観護の措置

審判



検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴

不起訴

裁判所

通常大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付きしない旨の決定をします。

保護処分

● 少年院送致

少年を施設に收容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第一種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがないおおむね12歳以上23歳未満の者を收容します。

②第二種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を收容します。

③第三種少年院

保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障がいがあるおおむね12歳以上26歳未満の者を收容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致(特定少年を除く)

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設(非行を犯した児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

● 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導支援する保護観察の処分にします。

刑事処分

● 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期拘禁刑を科します。

● 無期拘禁刑

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期拘禁刑をもって処断すべき時は、無期拘禁刑を科すか10年以上20年以下の有期拘禁刑を科すかを裁判所が選択します。

● 有期拘禁刑

有期拘禁刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します(特定少年を除く)。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

● 罰金刑

刑法犯少年の居住地別検挙補導状況

福岡・北九州地区

居住地別

(令和7年中)

居住地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他		
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり	その他
合計	1945	4	32	2	14	1	110	175	13	19	496	101	249	2	191	54	93	196	193
福岡地区	889	1	7		7		41	68	7	13	249	51	128	1	90	16	50	94	66
福岡市	525	1	4		6		17	43	5	9	164	27	69		40	11	32	59	38
東区	115		2		2		3	9		6	30	1	14		10	3	9	15	11
博多区	47		1					4	1		12	1	3		7	2	4	9	3
中央区	35		1				1	4		1	15		5			2	2	3	1
南区	87				2		5	8	3		25	5	11		8	1	4	8	7
西区	122						5	8			53	10	18		9		5	9	5
城南区	64	1					1	2	1		21	2	11		4	1	4	11	5
早良区	55				2		2	8		2	8	8	7		2	2	4	4	6
筑紫野市	37						2	3		2	3	1	5		4		2	8	7
春日市	21				1		1	2			4	6	1	2	2	2	1	1	2
大野城市	20		1				1	1		1	4	1	2		5	1		1	2
宗像市	30						1				11	2	2		7		6	1	
太宰府市	19							1			7		4		3		2	2	
糸島市	51						5	2			16	3	8		3	1	1	6	6
古賀市	11						1	1			1		1		1		1	5	
福津市	38						4		1		9	1	6		12	1		2	2
朝倉市	15						1	3				1	7				1	2	
那珂川市	16						1	2			5	3			1				4
宇美町	13		1				2				2	2	2		2			2	
篠栗町	2										1								1
志免町	15							1			5	3	1		2			2	1
須恵町	24						2	2			7	2	7		2		1	2	1
新宮町	10							1			6	1	2						
久山町	2														1		1		
粕屋町	14							1			3	2	5		1		1	1	
筑前町	26		1				5	5	1	1	1	2	1		4		1	1	3
東峰村																			
北九州地区	537	2	11	1	1		30	55	2	4	157	14	60		45	7	21	73	54
北九州市	381	1	6				20	42	1	4	114	8	41		35	7	16	58	28
門司区	44						8	2			18	2	5		1	1	1	3	3
若松区	21							4			9		2		2	2	1	1	
戸畑区	48	1								1	24		5					11	1
小倉北区	53						5	8	1	1	9	5	4		6	1	1	8	4
小倉南区	92		5				4	14		2	22		5		3	1	6	22	8
八幡東区	8							1			4				1			2	
八幡西区	115		1				3	13			28	1	20		17	2	7	11	12
行橋市	45	1	3	1			3	3			15		3		2		1	3	10
豊前市	15				1			2				2	4		1			1	4
中間市	20		1				1	1			7		4		2		1	3	
芦屋町	7										4								2
水巻町	16						2	4	1		3	2	1					1	2
岡垣町	7						1				1		1		3			1	
遠賀町	9										8							1	
苅田町	19						1	1			4		4		1		1	5	2
みやこ町	5		1								1		1						2
吉富町	6						1	2											3
上毛町	3											2			1				
築上町	4						1						1					1	1

居住地別

(令和7年中)

居住地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他		
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり	その他
筑豊地区	182		2		1	1	19	32	1		24	7	20	25	1	7	12	30	
直方市	47		1				7	5			8	3	8	6			3	6	
飯塚市	24						3	4			5		3	5		1	1	2	
田川市	32					1	3	10			4		3	3			3	5	
宮若市	18						5	5			1		1					6	
嘉麻市	13						1		1		1		2	4		2	2		
小竹町	3													1					
鞍手町	9				1			1				1	1			3	1	1	
桂川町																			
香春町	2										1							1	
添田町	1										1								
糸田町	6		1							2			1	1					
川崎町	10									2			1					7	
大任町	1															1			
赤村	1													1					
福智町	15								1		1	3	1	4	1		2	2	
筑後地区	257		9		3		17	18	2	2	54	25	30	1	23	9	12	15	37
大牟田市	39		1				1	1		2	8	8	8	3			5	2	
久留米市	68		4		1		5	3	2		12	6	8	1	9	4	2	6	5
柳川市	18		1		1		1	2			4		2			1	1	5	
八女市	32						1				8	2	3	4	3		1	10	
筑後市	22						3	2			4	2		4	1	4		2	
大川市	10						3	1			2					4			
小郡市	15						1	4			4		2				1	3	
うきは市	19						2	2			5		2		1		1	6	
みやま市	14		2					1			3	5	2	1					
大刀洗町	6										3	1		1				1	
大木町	6								2					1				3	
広川町	8		1		1						1	1	3			1			
(県外等)	80	1	3	1	2		3	2	1		12	4	11	8	21	3	2	6	

刑法犯少年の非行地別検挙補導状況

福岡・北九州地区

非行地別

(令和7年中)

非行地別	罪種別	総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他			
			殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり	その他	
合計		1,945	4	32	2	14	1	110	175	13	19	496	101	249	2	191	54	93	196	193	
福岡地区		925	1	11	1	6		41	71	6	13	263	53	134	2	94	14	48	97	70	
福岡市		561	1	6		5		22	50	5	6	171	30	66	1	49	11	35	61	42	
東区		95		3		1		3	10		3	20	1	10		7	2	12	15	8	
博多区		73		3				1	1	1		21		8		12	6	3	9	8	
中央区		74						3	12	1	1	28	3	3	1	7	2	4	6	3	
南区		82				2		7	14	3		19	4	9		6		5	7	6	
西区		122						6	5			56	12	15		9		6	8	5	
城南区		61	1					1	3			18	3	13		4		2	11	5	
早良区		54				2		1	5		2	9	7	8		4	1	3	5	7	
筑紫野市		52						3	4		1	7		13		4		3	9	8	
春日市		17		2		1			1			3		5	1				1	3	
大野城市		13		1					1			4	1	2		2			1	1	
宗像市		26						1				8	1	1		10		4	1		
太宰府市		26						1			3	8		5		6		1	2		
糸島市		41						4	3			13	2	8					5	6	
古賀市		9			1			1	1					3					3		
福津市		48						3		1		14	1	8		13			5	3	
朝倉市		21						1	2				4	5		5	1	1	2		
那珂川市		16							1			6	3	1		2				3	
宇美町		12							1				5	2		3			1		
篠栗町																					
志免町		13		1					1			9		1				1			
須恵町		13										4	2	4					2	1	
新宮町		11						1			2	4	1	3							
久山町		2														1		1			
粕屋町		24							1			11	3	6					3		
筑前町		18		1				4	3		1	1		1		1		2	1	3	
東峰村		2							2												
北九州地区		546	3	12	1	3		32	55	2	4	148	13	64		49	12	20	71	57	
北九州市		392	2	9				23	41	1	4	120	7	40		36	8	17	55	29	
門司区		32						5	1			14	3			2	1	1	3	3	
若松区		19							2			10	1	2		1		1	2		
戸畑区		56						2	6		2	25		5		1	1	1	13		
小倉北区		91		2				10	17	1	2	12	6	6		13	1	3	11	7	
小倉南区		75	2	6				4	8			20		5		2	1	4	16	7	
八幡東区		20										13				2	1	1	2	1	
八幡西区		99		1				2	7			26		19		17	2	6	8	11	
行橋市		51	1		1	1		3	1			19		4		1	3		4	13	
豊前市		14			1				1				3	3		3			1	2	
中間市		24						2	4			1		7		4			5	1	
芦屋町		3										1						1		1	
水巻町		16						1	5	1		1	3				1		1	3	
岡垣町		7						2						1		3			1		
遠賀町		5										2		2				1			
苅田町		14							1			4		3		1		1	2	2	
みやこ町		3												2						1	
吉富町		10						1	2					2		1				4	
上毛町		3		3																	
築上町		4				1														2	1

非行地別

(令和7年中)

非行地別	罪種別 総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯				知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他		
		殺人	強盗	放火	不同意性交等	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	万引き	オートバイ盗	自転車盗					ひったくり	その他
筑豊地区	190	3	1	1	21	32	1			26	8	19	24	7	8	12	27		
筑豊地区	直方市	55					8	8			9	3	10	6	3	1	3	4	
	飯塚市	34					5	2			8		4	8	3	1	1	2	
	田川市	36				1	3	13			4		2	3		1	3	6	
	宮若市	15					4	4			1							6	
	嘉麻市	9						1	1				1	2		2	2		
	小竹町	1							1										
	鞍手町	15		2		1				1		4	2	1			3	1	
	桂川町	1						1											
	香春町																		
	添田町																		
	糸田町	3		1										2					
	川崎町	9								2									7
	大任町																		
	赤村																		
福智町	12										3	1	3	1		2	2		
筑後地区	252	6	3		16	17	3	1	59	21	30	24	8	12	15	37			
筑後地区	大牟田市	45						2		1	11	8	13	3			5	2	
	久留米市	66	6				4	1	2		13	6	5	10	6	1	5	7	
	柳川市	26			1		2	1			8		3	1		1	2	7	
	八女市	29			1						10	2	2	4				10	
	筑後市	21					5	3			4	1		3		4		1	
	大川市	11					2	4			1					4			
	小郡市	19			1		1	3	1		7		1		1		2	2	
	うきは市	16					2	1			3		3				1	6	
	みやま市	7									1	4	1	1					
	大刀洗町	5						1						2	1	1			
	大木町	3						1										2	
	広川町	4									1		2			1			
(県外等)	32			1				1	1		6	2		13	5	1	2		

非行少年を生まない社会づくりを目指して



福岡少年サポートセンター

【所在地】福岡市中央区地行浜2-1-28
「えがお館」5階（福岡市児相）

☎092-841-7830
ナヤミゼロ

【担当地域】

中央署、博多署、東署、南署、早良署、
城南署、西署、博多臨港署
及び福岡空港署の管轄区域

北九州少年サポートセンター

【所在地】北九州市戸畑区汐井町1-6
「ウェルとばた」5階（北九州市児相）

☎093-881-7830
ナヤミゼロ

【担当地域】

小倉北署、小倉南署、八幡東署、
八幡西署、折尾署、若松署、
戸畑署及び門司署の管轄区域



中央少年サポートセンター

【所在地】春日市原町3-1-7
「福岡児童相談所」3階

092-588-7830
ナヤミゼロ

【担当地域】

粕屋署、春日署、筑紫野署、
糸島署及び宗像署の管轄区域



久留米少年サポートセンター

【所在地】久留米市津福本町281-1
「久留米児童相談所」1階

0942-30-7867
ナヤムナ

【担当地域】

朝倉署、久留米署、小郡署、
うきは署、筑後署、八女署、
柳川署及び大牟田署の管轄区域



飯塚少年サポートセンター

【所在地】飯塚市飯塚14-67
「イヅカコミュニティセンター」2階

0948-21-3751
ミナコイ

【担当地域】

飯塚署、嘉麻署、直方署、
田川署、行橋署及び豊前署の
管轄区域

編集発行 / 令和8年

福岡県警察本部 生活安全部少年課

福岡市博多区東公園7番7号 TEL (092) 641-4141 (内線3073・3074)